

## 名古屋市における介護老人保健施設整備について

### 1 老人保健福祉圏域

“いつでも、どこでも、だれでも”必要な介護サービスを受けられるようにするため、施設を中心とした基盤整備は、保健・医療・福祉の連携のもとに愛知県において老人保健福祉圏域を定め取り組みをしています。

名古屋市については、県内11圏域のうち名古屋圏域に位置づけられ、その整備を進めているところです。

### 2 介護老人保健施設

介護老人保健施設とは、要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話をを行うことを目的とした施設です。

施設では、在宅の生活への復帰をめざしてサービスが提供され、入所者が在宅での生活ができるかどうかを定期的に検討し、退所時には、本人や家族に適切な指導を行うとともに、退所後の主治医や居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めます。

#### (1) 開設について

- ・介護保険法の介護老人保健施設として都道府県知事の開設許可をうけることになります。
- ・介護老人保健施設は、在宅サービスのうちの短期入所療養介護と通所リハビリテーションの指定があったとみなされます。

#### ア 開設主体と開設の許可等

- ・介護老人保健施設が開設できるのは下記の法人となっております。
  - 地方公共団体
  - 医療法人
  - 社会福祉法人
  - 国
    - 日本赤十字社
  - 全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生（医療）農業協同組合連合会
  - 健康保険組合及び同連合会
  - 国家公務員共済組合及び同連合会並びに地方公務員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会
  - 日本私立学校振興・共済事業団
  - 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会

社団法人全国社会保険協会連合会

地方独立行政法人

厚生労働大臣が適当と認定した者

- ・ただし、営利を目的とした開設は認められません。
- ・また、その区域の介護老人保健施設の入所定員総数が、都道府県介護保険事業支援計画での必要数に達しているか、許可によって必要数を上回るとき等は許可されないことがあります（入所定員の増加の許可も同様です）。

#### イ 欠格条項

- ・介護老人保健施設の開設を申請する者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は受けることがなくなるものであるとき等、介護保険法に定める欠格事由に該当するときは、都道府県知事は開設許可を与えることができません。

#### ウ 開設許可の更新

- ・開設許可については、6年ごとに更新を行う必要があります。

#### エ 入所定員等の変更の許可

- ・施設・設備の構造の変更、従業者の職種、入所定員（増加）等についての運営規程の変更、協力病院の変更等の際にも、都道府県知事の許可が必要となります。

#### オ 管理・運営と開設許可の取消等

- ・開設者は、要介護者の人格を尊重するとともに、介護保険法又は同法に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実に職務を遂行する義務を負います。
- ・介護老人保健施設は、都道府県知事の承認を受けた医師の管理により、施設・設備基準と人員基準を満たし、運営基準に基づき適切なサービスを提供します。
- ・施設基準や設備基準に適合しなくなったとき、都道府県知事は、期間を定めて使用を制限・禁止し、修繕や改築を命じることができます。管理者が不相当と認められるときは、期間を定めて管理者の変更を命じることができます。人員基準や運営基準に適合しなくなったときは、期間を定めて適切な業務運営がなされるよう勧告し、従わない場合には運営の改善や業務の停止を命じることができます。
- ・また、介護老人保健施設が禁錮以上の刑罰に処せられることとなったとき、開設者が要介護者のため忠実に職務を遂行する義務に違反したと認められるとき、介護老人保健施設が報酬の不正請求を行ったとき等は、開設許可を取り消すことがあります。
- ・また、厚生労働大臣は、入所者の生命・身体の安全確保のために緊急の必要がある場合には、都道府県知事に対して管理者の変更や許可の取消を行うように指示できるとともに、直接または都道府県知事等との連携の下で監査等を行うことができます。

## (2) 人員、施設・設備、運営の基準

### ア 人員基準の概要

別紙3「介護老人保健施設 人員・施設・設備基準」参照のこと

### イ 施設・設備基準の概要

別紙3「介護老人保健施設 人員・施設・設備基準」参照のこと

### ウ 運営基準の主要事項

- (ア) 入所に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等を把握します。それらを勘案した結果、自ら必要なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、適切な病院等を紹介する等の適切な措置を講じます。
- (イ) サービス提供の開始に際し、あらかじめ入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要や重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得る必要があります。
- (ウ) 介護支援相談員は、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を入所者及びその家族に面接して把握し、医師の治療の方針や入所者及びその家族の希望を勘案し、施設サービス計画の原案を作成します。原案の内容については、サービス提供にあたる担当者に専門的見地からの意見を求めます。  
原案の内容について入所者又はその家族に説明し、入所者の文書による同意を得ます。完成した施設サービス計画は入所者に交付するものとします。
- (エ) 施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう心身の状況を踏まえて療養を適切に行います。介護支援専門員は施設サービス計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画の変更を行います。
- (オ) 理学療法・作業療法等の必要なりハビリテーションを計画的に行います。
- (カ) 入所者の病状の急変等に備え、あらかじめ協力病院や協力歯科医療機関を定めておきます。

### エ 医師の診療

- (ア) 診療は、一般に医師として診療の必要性が認められる疾病・負傷に対して行います。
- (イ) 利用者の病状、心身の状況、環境の把握に努め、本人又はその家族に対し適切な指導を行います。
- (ウ) 検査・投薬・注射・処置等は、病状に照らして妥当適切に行います。
- (エ) 厚生労働大臣が定めるもの（医療保険と同じ）以外の医薬品の使用・処方を行わず、特殊な療法又は新しい療法等は行わないものとします。
- (オ) 施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認められたときは、協力病院その他適当な病院への入院等診療についての適切な措置を講じます。

### オ 広告事項

介護老人保健施設については、名称・電話番号・所在地と勤務する医師・看

護師の氏名のほかは、次の事項のみを広告できます。

施設・構造設備に関する事項、 職員の配置員数、 提供されるサービスの種類・内容（医療の内容に関するものを除く）、 利用料の内容

#### カ 医療法との関係等

介護老人保健施設の開設者・管理者等については、医療法の必要な規程が準用されます。また、介護老人保健施設は、医療法に定める「病院」「診療所」ではありませんが、医療法以外の規程（健保法等を除く）では原則として「病院」「診療所」に介護老人保健施設を含みます。

### 3 本市における介護老人保健施設の整備

#### (1) 現 状

- ア 市内において現在運営中の施設は57カ所、定員5,609名となっています。
- イ また、現在整備中のものを含めると58ヶ所、定員5,759名となる予定です。
- ウ 認知症高齢者のための対策として、ユニットケアを始めとした認知症高齢者の処遇にふさわしい設備を有した施設整備を進めています。

#### (2) 課 題

- ア 介護老人保健施設は、在宅生活への復帰を前提に高齢者の有する能力に応じ自立した日常生活ができるようにするとともに、入所者の多様なニーズに応じたサービスが提供できるようにすることが必要です。
- イ 介護老人保健施設においてもできる限り家庭的な雰囲気の中で、日常生活を送れるようにすることが必要です。また、入所者個々の個性やニーズに重点をおいたケアを行うことも重要です。
- ウ 保健・医療・福祉サービスや、他の介護保険施設、ボランティアなどの地域との連携を図り、地域に開かれた施設としていくことが望まれます。

#### (3) 基本方針

- ・本市では「名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」において、国から示された参酌標準に基づき、介護老人保健施設の施設サービス見込み量を算定し、整備を進めております。
- ・計画は3年ごとに策定されることとなっており、平成21～23年度は、第4期の事業計画年度にあたります。本年3月に、第4期事業計画が策定されましたが、介護老人保健施設については平成26年度までに800床の整備を行うこととされております。
- ・今回は、平成26年度までの整備目標を達成するための中間段階として、250名分の施設整備の募集を予定しています。

- ・第4期においては、第3期（平成18年度～20年度）に引き続き、国交付金の対象であるユニット型の小規模介護老人保健施設の整備を進めますが、それに加えて大規模型施設の整備についても進めます。
- ・なお、事業者の選定にあたっては、用地の状況、建物平面図、資金計画等を確認したうえ、ユニットケア採用の有無、区（地域）における整備量及び利用者のサービス利用エリア等を含め、総合的に勘案して決定します。

#### （4）地域介護・福祉空間整備交付金

- ・小規模ユニット型（定員29人以下）の介護老人保健施設につきましては、「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」に基づく市町村交付金の交付対象となります。なお、地域介護・福祉空間整備等交付金は、生活圏域（本市においては行政区）を基準として作成する市町村整備計画に基づき、国において採択されますが、本市においては特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設の整備を一体として市町村整備計画を定めることとしております。
- ・生活圏域の施設整備状況によっては、特別養護老人ホーム整備との関係上、交付金を全額受けて整備することができない場合がありますので、よろしくお願ひします。

#### （5）その他

- ア 現在、一部ユニット型施設については「平成17年10月1日において現に存する施設が同日以降に改修、増改築によりユニットを有する場合、又は同日において現に存する施設が同日において現にユニットを有している場合」にのみ認められております。
- 今後、新規に一部ユニット型施設を整備することはできません。

#### イ 国追加経済対策について（案）

- ・小規模介護老人保健施設への整備補助の増額
- ・介護老人保健施設の開設準備金への助成
- ・定期借地権が設定された用地を活用した施設整備への助成

国追加経済対策については、未だ案の段階であり決定事項ではありません。詳細等につきましては、今後、随時情報提供します。